

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、超高齢社会^{*}における介護問題の解決を図るため、介護を必要とする人等を社会全体で支える仕組みとして、平成12年（2000年）4月に施行されました。高齢者を支える制度として定着してきましたが、高齢者人口がピークを迎える令和22年（2040年）を見通すと、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズがある高齢者が増加する一方、生産年齢人口が急減することが見込まれています。

高齢化が進展する中、国においては、平成30年（2018年）2月に「新たな高齢社会対策大綱」を閣議決定、令和2年（2020年）6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」を施行、また、高齢化に伴う認知症の人が増加している現状に鑑み、令和5年（2023年）6月には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら生きていける活力ある社会の実現に向け推進を開始しています。

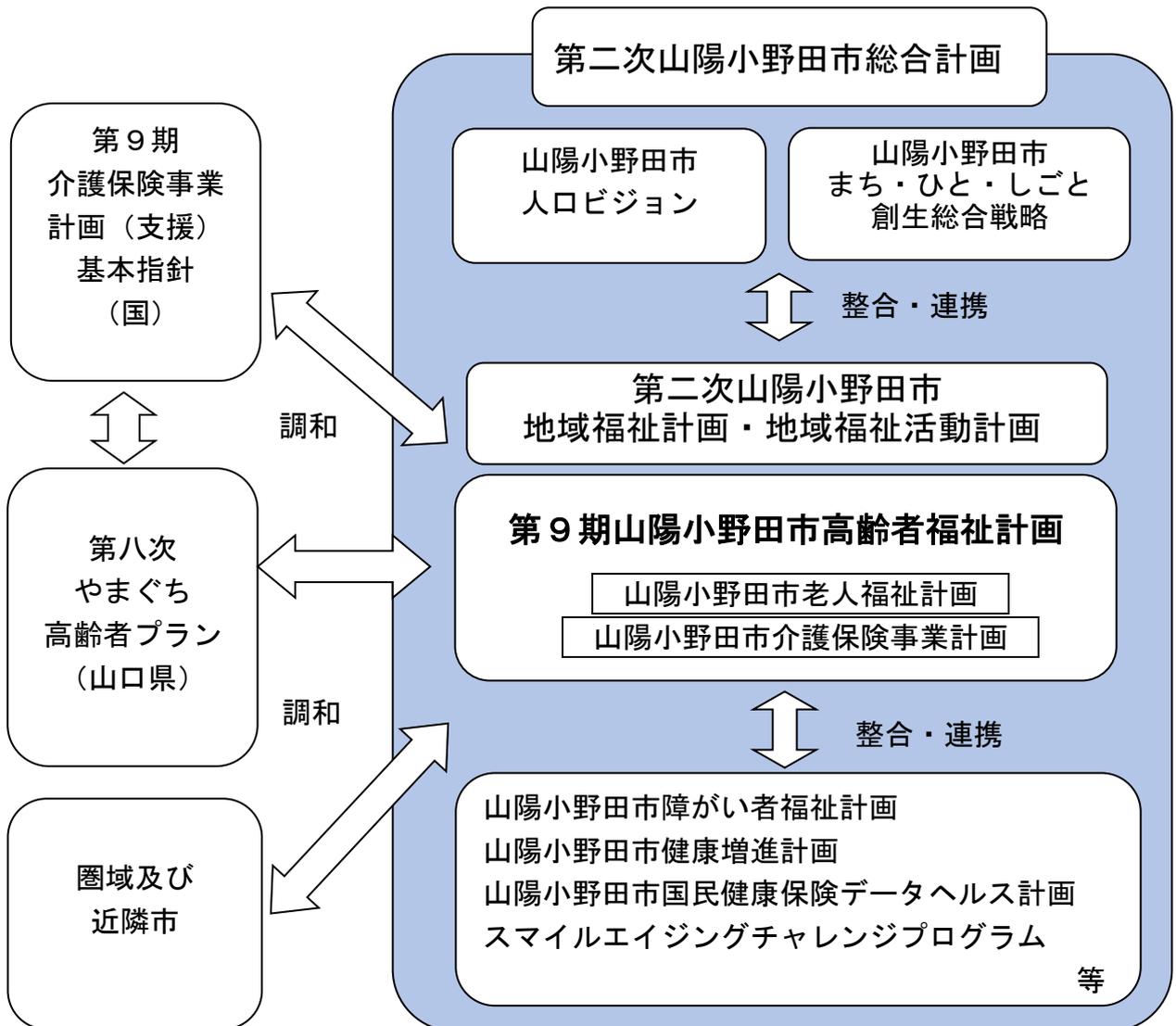
本市では、現在「いきいきプラン21 第8期山陽小野田市高齢者福祉計画」（以下「第8期計画」という。）を策定し、「地域包括ケアシステム^{*}の推進」、「自立支援、介護予防・重度化防止の推進」の基本方針の下、各種施策に取り組んできましたが、この計画期間が令和6年3月に満了となることから、これまでの進捗状況を踏まえ、令和6年度からの3か年間を計画期間とする「第9期山陽小野田市高齢者福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

本計画は、国が示す基本指針の動向を注視し、本市の高齢者を取り巻く社会情勢を見据えながら、第二次総合計画に掲げる将来都市像「活力と笑顔あふれるまち」の実現に向け、「高齢者が住み慣れた地域で自分らしく、安心していきいきと暮らし続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供されている」という、高齢者福祉の充実に向けた令和11年（2029年）のあるべき姿の実現を目指し推進していきます。

2 計画の位置づけ

本計画は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条に規定する「介護保険事業計画」と、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8に規定する「老人福祉計画」を一体的に策定するもので、本市における介護保険事業・高齢者福祉施策を計画的に推進するための基本となる計画です。

また、関係部署間の緊密な連携体制を構築することが求められることから、本市の最上位計画である「第二次山陽小野田市総合計画」、また、福祉分野における上位計画である「第二次山陽小野田市地域福祉計画・地域福祉活動計画」との整合や関係部局の計画との連携を図ることにより、本計画を全庁的な取組として計画の推進を目指します。



3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までとし、3か年の第1号被保険者^{*}の介護保険料の決定及び地域包括ケアシステム^{*}の推進のための計画を策定します。

また、団塊ジュニア世代^{*}が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた中長期的な計画策定に努めます。

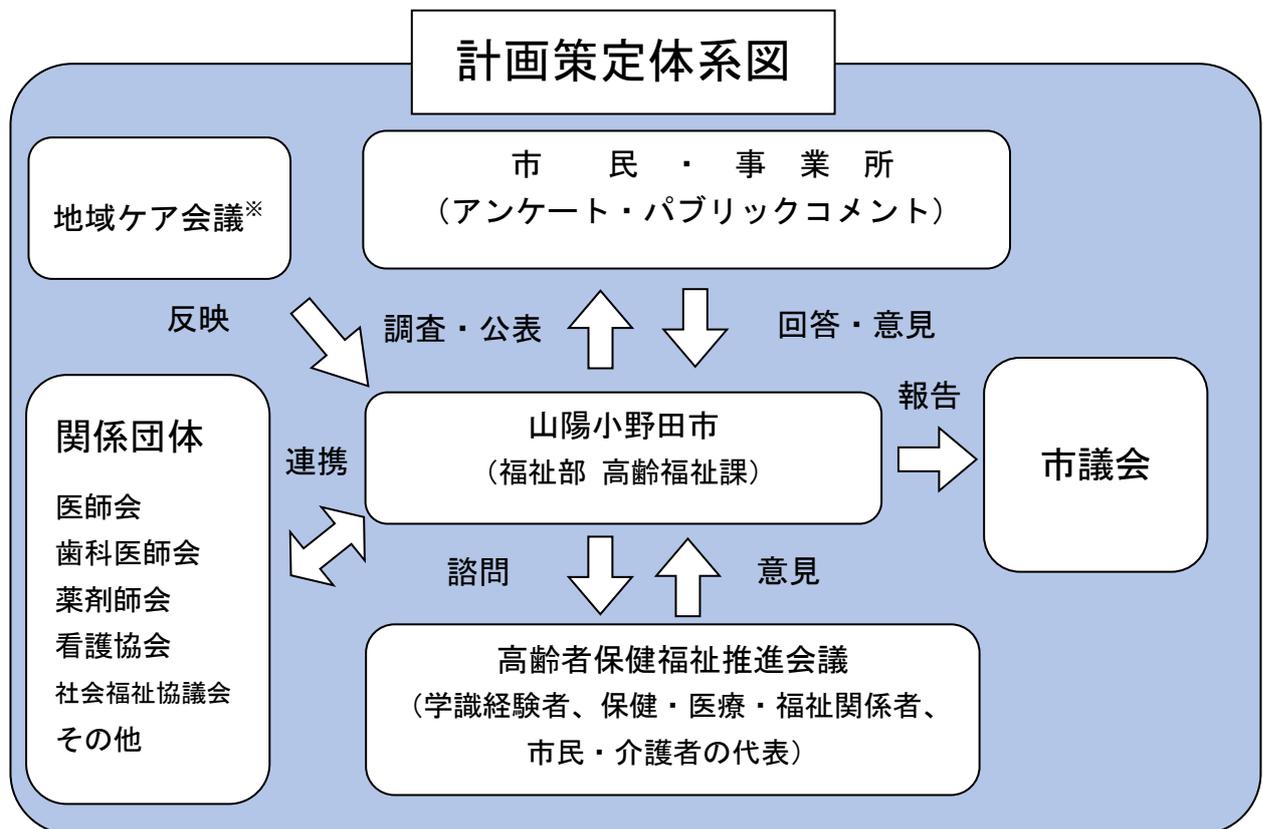
年 度	総合計画	高齢者福祉計画	備考	
平成 27 (2015)	第一次	第 6 期	団塊の世代 [*] が 65 歳に	
平成 28 (2016)				
平成 29 (2017)				
平成 30 (2018)	第二次	第 7 期		
令和 1 (2019)				
令和 2 (2020)				
令和 3 (2021)		第 8 期		
令和 4 (2022)				
令和 5 (2023)				
令和 6 (2024)		第 9 期		団塊の世代 [*] が 75 歳に
令和 7 (2025)				
令和 8 (2026)				
令和 9 (2027)		第 10 期		
令和 10 (2028)				
令和 11 (2029)				
⋮	⋮	⋮	⋮	
令和 22 (2040)			団塊ジュニア世代 [*] が 65 歳以上に	

4 計画策定の体制及び進捗管理

本計画は、市民の意見を反映するための機会を設け、幅広い意見を聴きながら策定しました。

(1) 市民参加や関係団体との連携

計画の策定に関しては、市民・介護者の代表、学識経験者、保健・医療・福祉関係者の代表等からなる「山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議」において、計画の策定、効果的な推進方法等について広く意見を求めるとともに、市民の意見が反映されるよう、パブリックコメントを実施しました。また、地域における様々な関係団体と連携の強化を図りました。



(2) 各種アンケート調査の実施

計画策定に先立ち、市民のニーズや地域の課題を把握するため、以下のアンケート調査を実施しました。

① 介護予防日常生活圏域ニーズ調査（ニーズ調査）

ア 調査基準日	令和5年（2023年）4月1日
イ 調査期間	令和5年（2023年）4月20日～5月25日
ウ 調査方法	郵送による配布、回収
エ 調査対象者	合計 3,000人
	（ア）65歳以上の要支援1、2の市民 442人
	（イ）65歳以上で要介護認定※を受けていない市民 2,312人
	（ウ）65歳以上で総合事業対象者の市民 246人
オ 回収数	1,867件（回収率62.2%）

② 在宅介護実態調査（在宅介護調査）

ア 調査基準日	要介護認定調査日
イ 調査期間	令和4年（2022年）9月1日 ～令和5年（2023年）6月30日
ウ 調査方法	認定調査員の面談による調査
エ 調査対象者	在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている人のうち、更新及び区分変更申請に伴う認定調査を受けた人 504人
オ 回収数	504件（回収率100%）

③ 介護人材実態調査（介護人材調査）

ア 調査基準日	令和5年（2023年）6月1日
イ 調査期間	令和5年（2023年）6月1日～6月30日
ウ 調査方法	郵送及びメールによる配布、回収
エ 調査対象者	市内介護事業所 112事業所 市内訪問介護従事者 180人
オ 回収数	介護事業所 71件（回収率63.4%） 市内訪問介護従事者 69人（回収率38.3%）

④ 介護事業所及び介護従事者に関するアンケート調査（事業所調査）

ア 調査基準日	令和5年（2023年）6月1日
イ 調査期間	令和5年（2023年）6月1日～6月30日
ウ 調査方法	郵送及びメールによる配布、回収
エ 調査対象者	市内介護事業所 112事業所 市内訪問介護従事者 180人
オ 回収数	介護事業所 78件（回収率69.6%） 市内訪問介護従事者 75人（回収率41.7%）

(3) 計画の進捗管理

本計画は、定期的に「山陽小野田市高齢者保健福祉推進会議」に報告と意見聴取を行うこと等で進捗管理を行います。

また、3年に一度、無作為抽出の一般高齢者、要介護認定者及び介護者等に対しアンケート調査を行い、その結果を分析することで、課題を抽出して計画全体の評価を行い、次期計画へとつなげていきます。

